

次回第4回 2007年7月18(水)10時15分～
平成18年(行ウ)第29号 前知事個人秘書業務費返還請求事件
原告 寺町知正 外11名
被告 岐阜県知事

2007年7月15日

岐阜地方裁判所民事2部御中

証 拠 申 請 書

岐阜地方裁判所 民事第2部 御中

原告選定当事者 寺町知正
岐阜県山県市西深瀬208-1
TEL・FAX 0581-22-4989

記

頭書事件につき、原告は次の通り証拠申請する。

第1 前岐阜県知事 梶原拓

1 人証の表示

住所 〒500-8009
岐阜市湊町420-5 メイツ長良川405号室
(呼出) 証人 梶原拓

2 立証事項

岐阜県知事職にあった梶原拓が知事退任の直後、岐阜県イベント・スポーツ振興事業団の会長に着任した。岐阜県側は、かつて、県の秘書課職員であった田中誠記を同事業団に派遣させ、会長である梶原の出張に随行させ、県費あるいは同事業団の経費を用いて諸費を負担させた。

本件訴訟は当該公費負担の是非を争うものである。

そこで、当事者である梶原拓の同事業団の会長としての職務、本件出張業務の経緯や内容、「秘書」に対する認識、他団体や個人としての活動や経費、「県費、事業団費、私費」についての認識などを明らかにする。

3 尋問事項

- (1) 岐阜県での地位や職務について
- (2) 「秘書」に対する認識や実際について
- (3) 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団の会長について
- (4) 本件出張業務の経緯や内容について
- (5) 他団体の活動や経費等について
- (6) 個人の活動や経費について
- (7) 県費、事業団費、私費の認識について
- (8) その他関連事項

4 尋問時間 主尋問90分

第2 実質秘書であった田中誠記

1 人証の表示

勤務先 (財) 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団(ＳＥ事業団)

〒502-0817 岐阜市長良福光大野 2675-28

Tel. 058-233-8822 Fax. 058-231-3484

同職員(岐阜県職員として派遣)

(呼出) 証人 田中誠記

2 立証事項

岐阜県知事職にあった梶原拓が知事退任の直後、岐阜県イベント・スポーツ振興事業団の会長に着任した。岐阜県側は、かつて、県の秘書課職員であった田中誠記を同事業団に派遣させ、会長である梶原の出張に随行させ、県費あるいは同事業団の経費を用いて諸費を負担させた。本件訴訟は当該公費負担の是非を争うものである。

そこで、梶原拓の実質的な秘書業務を担った証人の派遣の経緯、本件事業団での職務の内容、本件出張業務の経緯や内容、「秘書」業務に対する認識、梶原の活動や経費等について知るところ、「県費、事業団費、私費」についての認識などを明らかにする。

3 尋問事項

- (1) 岐阜県での地位や職務について
- (2) 職員派遣の経緯や認識について
- (3) 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団での職務について
- (4) 本件出張業務の経緯等や内容について
- (5) 梶原の活動や経費について
- (6) 「秘書」に対する認識について
- (7) 県費、事業団費、私費の認識について
- (8) その他関連事項

4 尋問時間 主尋問90分

以上